第五章の章名を「第五章　付加的託送供給約款料金の算定」に改める。

第十六条第一項中「前各条の規定により設定した託送供給約款料金とは異なる料金（以下「選択的託送供給約款料金」という。）」を「前条第二項の規定により設定した選択的託送供給約款料金とは異なる選択的託送供給約款料金（以下「付加的託送供給約款料金」という。）」に改め、同条第二項中「選択的託送供給約款料金を」を「付加的託送供給約款料金を」に、「選択的託送供給約款料金原価」を「付加的託送供給約款料金原価として、既に法第二十二条第一項及び第二項（ガス導管事業者にあっては、法第三十七条の八において準用する法第二十二条第一項及び第二項）の規定により届け出た託送供給約款料金原価（以下「直近託送供給約款料金原価」という。）」に、「が託送供給約款料金原価」を「が直近託送供給約款料金原価」に、「託送供給約款料金原価に係る」を「直近託送供給約款料金原価に係る」に改め、同条第三項中「第十五条第二項」を「第十五条第三項」に改め、「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「選択的託送供給約款料金原価を算定する事業者について」を「付加的託送供給約款料金を設定する事業者に」に、「選択的託送供給約款料金」を「付加的託送供給約款料金」に、「選択的託送供給約款料金原価」を「付加的託送供給約款料金原価」に改め、同条第四項中「（選択的託送供給約款」を「（付加的託送供給約款」に、「選択的託送供給約款料金」を「付加的託送供給約款料金」に改め、同条第五項中「選択的託送供給約款料金を」を「付加的託送供給約款料金を」に、「選択的託送供給約款料金原価と料金収入」を「付加的託送供給約款料金原価と料金収入」に、「選択的託送供給約款料金種別一覧表」を「付加的託送供給約款料金種別一覧表」に改める。

第十七条第三項中「及び配分は、第六条から第十二条」を「、配分及び料金の設定は、第五条から前条」に改める。

第十九条第一項中「様式第七」の下に「（第十五条第二項の規定により一般託送供給約款料金のみを設定した場合には様式第七第一表。以下同じ。）」を加え、「、様式第五第一表」を「並びに様式第五第一表」に改め、「及び第四表」の下に「（第十条の二第一項の事業者にあっては、これらの書類並びに様式第五の二及び様式第五の三）」を加え、同条第五項中「選択的託送供給約款料金」を「付加的託送供給約款料金」に改め、「第一項第一号又は」を削り、「様式第八」の下に「（第十六条第一項の規定により付加的託送供給約款料金を設定した場合には様式第八第一表及び第三表、同条第四項の規定により付加的託送供給約款料金を設定した場合には様式第八第二表及び第三表）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「様式第七まで」を「様式第六まで（第十三条の二のガス導管事業者以外のガス導管事業者にあっては、様式第六第四表から第七表までを除く。）及び様式第七」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第二条第二項の一般ガス事業者が、施行規則第二十二条の二第一項第一号又は第二項第三号の規定により提出すべき書類は、前項の規定にかかわらず、様式第一の二及び様式第七並びに一般ガス料金算定規則様式第七第二表及び第三表（一般ガス料金算定規則第十四条の二第四項の託送供給約款制定事業者にあっては、これらの書類並びに一般ガス料金算定規則様式第五の二第一表及び第二表）とする。

別表第一第二表中「供給約款料金算定規則」を「一般電気事業供給約款料金算定規則」に改め、同表第三表中「営業雑益」の下に「（第6条第2項の規定によるときは託送供給収入を含む。）」を加え、同表中「及び第6条第2項の規定によるときは託送供給収入を含む。」を「等」に改める。

別表第三中「ＬＮＧ気化圧送原価」を「ＬＮＧ圧送原価」に、「ＬＮＧの気化圧送設備の建設・維持・管理に関する費用」を「ＬＮＧの圧送設備の建設・維持・管理に関する費用」に改める。

別表第四中「ＬＮＧ気化圧送原価」を「ＬＮＧ圧送原価」に改める。

様式第一中「ＬＮＧ気化圧送原価」を「ＬＮＧ圧送原価」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

様式第１の２（第３条の２関係）

第１表

減少託送供給約款料金原価整理表（一般ガス事業者）

（単位：千円）

機能別原価項目	金額
ＬＮＧ圧送原価	
その他工場原価（導管の圧力制御に関する費用に限る。）	
供給需要原価	高圧導管原価
	中圧導管原価
	中圧Ａ導管原価
	中圧Ｂ導管原価
	低圧導管原価
	計
需要家原価	供給管原価
	メーター原価
	検針原価
	集金原価
	計
託送供給特定原価	
合　計	

（注）１．対象需要準拠方式によるときは、その旨を記載し、大口・卸供給部門原価のうちの該当する額を記載すること。

２．記入に当たっては各事業者の原価整理の項目に合わせて、欄を加えて記載することができる。

３．各項目に該当事項がない欄は、省略すること。

第２表

届出上限値方式による託送供給約款料金原価整理表（一般ガス事業者）

（原資算定期間：　年　月～　年　月）

	金　額（千円）
減少託送供給部門原価(A) （うち託送供給約款分）	（　　）
託送供給部門の変更前料金収入(B) （うち託送供給約款分）	【　　】 （　　）
託送供給部門の届出上限値(B)−(A) （うち託送供給約款分）	（　　）
託送供給部門のガス販売量（千㎥） （うち託送供給約款分）	（　　）

（注）　減少託送供給部門原価を託送供給約款分と付加的託送供給約款分に配分した方法を【　】内に記載すること。